

# 『2017年版 出る順行政書士 合格基本書』の追加・訂正につきまして

2017年8月24日

LEC書籍をご利用いただきまして、ありがとうございます。

『2017年版 出る順行政書士 合格基本書』第1刷の記載につきまして追加・訂正がございます。大変おそれいりますが、下記の内容をご確認ください。

## GD05801 『2017年版 出る順行政書士 合格基本書』 第1刷

### (p.123) 上から12行目

従来、成年後見人への成年被後見人宛ての郵便物の転送、郵便物の開被、また、

↓ (訂正)

従来、成年後見人への成年被後見人宛ての郵便物の転送、郵便物の開披、また、

### (p.123) 下から6行目

年後見人は成年被後見人宛ての郵便物を開被することができる(860条の3)。

↓ (訂正)

年後見人は成年被後見人宛ての郵便物を開披することができる(860条の3)。

### (p.185) \*3 具体例で覚えよう!

合、Dが保護されるには、登記が必要になります。

↓ (追加)

合、DがCの持分の取得について保護されるには、登記が必要になります。

### (p.199) 下から6行目

共有地に係る地役権を可能な限り共有地全体につき確一的

↓ (訂正)

共有地に係る地役権を可能な限り共有地全体につき画一的

### (p.236) 下から4行目

債務者が代位によって行使できる債務者の権利には、債務

↓ (訂正)

債権者が代位によって行使できる債務者の権利には、債務

### (p.275) 危険負担 (図)

A B  
買主 売主

543条1項により債権者主義が適用され、売買代金

↓ (訂正)

↓ (訂正) ↓ (訂正)

A B  
売主 買主

534条1項により債権者主義が適用され、売買代金

(p. 450) 下から4行目

分に応じ、撤廃・変更の措置をとります (47条 1項 本文)。

↓ (削除)

分に応じ、撤廃・変更の措置をとります (47条本文)。

(p. 450) 下から1行目

きません (47条 1項 ただし書)。

↓ (削除)

きません (47条ただし書)。

(p. 471) 執行停止制度の比較 (表)

行政不服審査法

⇒ 職権 + 申立て (25条  
2項)

↓ (訂正)

⇒ 職権 または 申立て (25条  
2項)

(p. 538) 上から6行目

提出の要求、③是正の要求、④同意、⑤ 助言 または承認、⑥

↓ (訂正)

提出の要求、③是正の要求、④同意、⑤ 許可、認可 または承認、⑥

(p. 688) \* 1 プラスアルファ

から/現在は2期目)。

↓ (追加)

から/現在は2期目)。2017  
年1月からの事務総長は、  
ポルトガル出身のアント  
ニオ・グテーレス氏です。

(p. 756) 下から13行目

07-57 書を書き換えて……という特徴を有する

↓ (訂正)

↓ (訂正)

も、文 書を書き換えて……という特徴を有する 07-57

以上のように、訂正してお詫びします。制作上の不手際によりご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願ひします。

LEC東京リーガルマインド 行政書士試験部